



新垣 由雄 議員

貧困の連鎖対策は

答 国の補助金を活用し、貧困対策に取り組む

問 貧困世帯の定義をどうとらえているか。

副町長 子どもの貧困の定義は明確にない。わが国の子どもの貧困率は、子ども全体に占める可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合である。

問 町内の生活保護受給者の年齢区分はどのようになっているか。

副町長 6月8日現在、町内の生活保護受給世帯は344世帯で、人数は451人である。その中で18歳までの子どもがいる世帯は28世帯で約8%に値する。

問 子どもの貧困対策をどのように行うか。

副町長 本町では、国の補助金を活用し、沖繩子どもの貧困緊急対策事業に取り組んでいる。子ども元気支援員2人の配置と支援が必要な子どもの居場所として2カ所の子ども元気ルームの運営支援を行っている。また、ひとり親家庭の学童利

用料の補助や、養育支援訪問事業等に取り組み、支援が必要な家庭を訪問し保護者への支援を行っている。

字内里道管理について

問 里道の管轄が町に移されたのはいつ頃か。

副町長 平成13年12月から平成17年3月の間に、里道は国より町へ譲与された。

問 今まで里道の利用に関しては、字の意見を聞くなど字優先的なところがあったと思うがどうか。

副町長 里道の利用については、町民に公衆用として利用されなければならないものだと考えている。そのなかで里道の占用申請や払い下げがある場合には、字の意見を聞くなどの対応を行っている。

行政が積極的に地域トラブルを解決できないか

問 生活環境の問題として行政が積極的に関与すべきと思うがどうか。条例や規則等で設定できないか。

副町長 生活環境の保全に関する条例、規則等の制定については、今後研究を行う。



不法投棄に対する指導を警察と連携して行っています